

本案件は総価契約であるため、
税抜総価を入力すること。

仕 様 書			
契約No	2021004931	件名	灯油の購入について【南清掃事業所】
業 種	2038石油類		
納入期限	令和3年7月2日(金)		
納入場所	南清掃事業所	浜松市南区江之島町1715	
目 的	焼却炉の立上げ及び立下げに使用するため、灯油を購入するもの。		
品名規格	灯油(ローリー) 納入箇所に適合する品質、規格であること。		
数 量	5,000リットル		
同等品	否 (定義)同等品とは、基本的に金額・品質共に同等以上の製品をいう。		
条 件 及び 注意事項	<ul style="list-style-type: none">・ 事前に納入日・納入方法の打合せをすること。・ 令和3年6月28日(月)～令和3年7月2日(金)の間で納入すること。・ 納品前に検品チェックを行うこと。・ 代表性状表を提出すること。・ 納品は担当職員立会いのもと、実施すること。・ 契約不適合があった場合は代替品を用意すること。		
お問い合わせ先	環境部 南清掃事業所 総務グループ		担当 中山
	TEL:053-425-3680		FAX:053-427-0006

■新型コロナウイルスの感染拡大の影響を考慮しての本件に係る特記事項

納入遅延等に対する入札参加停止措置等の不適用【臨時的特例措置対象】

本件の落札者は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響（対象物品等を製造する工場等の休止又は製造規模縮小による遅延、流通停滞、落札者の事業所等の一時閉鎖、落札者従業員等の感染、落札者の判断による感染拡大防止のための営業中止又は勤務形態の変更等）により、対象物品の納入遅延その他契約の履行に支障が生じるとき又はそのおそれがあるときは、速やかに本市（調達課）へ申し出ること。

申出を受け、本市が納入遅延等を新型コロナウイルスの感染拡大の影響によるものと認めるときは、落札者に対し、納入遅延等についての入札参加停止措置又は遅延損害金、違約金若しくは損害賠償の請求は行わないものとする。ただし、納入遅延等により本市業務に支障が生じるときは、契約書の定めに基づき催告の上、契約を解除することがある。契約を解除したときは、本市は当該契約解除により落札者に生じた損失を負担しない。

納入遅延等により契約期間その他契約内容等を変更する必要があるときは、落札者と本市が協議して必要事項を定めるものとする。